

令和7年度試行研修 児童相談所関連トピックス（第3回）

共同親権から考える ～親と子のつながりと支援の実際～

日 程

令和7年12月18日（木）

9時～13時【計4時間】

※お昼休憩はございません。

対 象

児童相談所、こども家庭センター等の職員
子ども福祉行政に携わる職員【定員 80名程度】

場 所

特別区職員研修所
(千代田区九段北1-1-4 東京区政会館別館)

これまで日本では、離婚時に父母のいずれか一方が親権を持つ「単独親権」が採られてきました。しかし、民法改正により、子どもの利益を最優先に考え、離婚後も父母が協力して養育に関わることを可能にする「共同親権」の選択が認められるようになります。

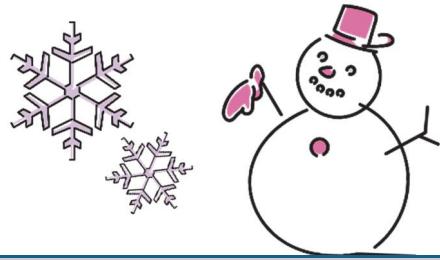
本改正には、養育費の支払い確保や親子交流の実現に向けた仕組みも盛り込まれており、行政手続きへの影響に加え、相談援助という観点からも理解が求められます。

※本研修では、共同親権制度について理解を深めることを目的としています。

なお、現時点では国から詳細な事務手続きの手引きは示されていないため、実務対応を網羅する内容ではないことをあらかじめご了承ください。

カリキュラムは裏面を参照

カリキュラム



時間・教科目・講師（敬称略）

9時00分～11時00分

「共同親権の背景と改正のポイント」

民法改正により離婚後の共同親権が認められるようになった背景と、その法的枠組みについて学びます。家族法全体の見直しの流れを踏まえ、親の責務や子の権利に関する考え方、親権者の決定基準などを整理し、子の利益を中心に据えた改正のポイントを紹介します。

《講師》くれたけ法律事務所 弁護士 池田 清貴

家庭裁判所調停委員や児童相談所協力弁護士を務めるほか、法制審議会家族法制部会委員として約3年間にわたり共同親権制度の導入等に関する審議に参画。

著書：『離婚と子どもをめぐる 令和6年家族法改正のキーポイント』（2025年、ぎょうせい）

11時15分～13時00分

「共同親権導入に伴う円滑な共同養育とは

～父母の尊重協力に向けた支援の必要性～

離婚後共同親権導入をふまえ、共同養育支援者の立場から、父母の対立の背景や子どもの心情を理解し、関係悪化を招きやすいケースや社会的構造上の課題を取り上げます。

また、父母の葛藤を和らげ、親同士の関係を再構築するための支援のコツや心得を具体事例を交えて紹介し、子どもの最善の利益を実現するための関わり方を考えます。

《講師》一般社団法人りむすび 代表 しばはし 智子

離婚後父母が子育てに関わる共同養育の支援団体「一般社団法人りむすび」を2017年に設立。

自身の離婚経験を活かし、夫婦カウンセリング、離婚協議（ADR）、親子交流の仲介支援を全国展開、および講演・執筆による共同養育普及活動などを行う。

著書：「離婚・別居後の共同養育実践マニュアル 別れたふたりで子育てをするためのケーススタディ30」
(2024年5月 遠見書房)

《講師》くれたけ法律事務所 弁護士 池田 清貴

4時間（昼休憩なし）

【問合せ先】特別区職員研修所 教務第2課 児童相談研修係 TEL:03-6261-1578